



# JR東日本連合

J R 東日本グループ労働組合連合会

( J R 東日本連合 )

発行責任者：渡辺 求

編集責任者：鈴木 仁

## NREユニオン「地位確認訴訟」第2回公判開催

NRE会社の「雇い止め」は不当だとして、地位確認訴訟を起こしたNREユニオン新津委員長の第2回公判が、9月16日に東京地裁630号法廷で開催された。冒頭、第1回公判で示された「配送業務に就労が可能かどうか」という争点について裁判官から、「医師の診断について『重労働は、術後1年は避けてほしい』という内容があくまで目安とするなら、今回の件にあたらぬ。どんなやりとりがあったのか、早急に明らかにしてほしい」とした上で、「医師がどういう判断をしたのかが問題。原告側の証人なので（尋問をどうするか）原告側で判断してほしい」と今後の裁判の進行について提起がされた。

会社側弁護人は、医師の診断内容について「万が一就労させて再発した場合、会社は安全義務違反に問われることになり会社に責任がある。これだけの準備書面があり、早急に判断してほしい」と早期の結審を求めたが、次回公判では「原告の主張、準備書面に対する、被告の反論を提出する」とこととした。

### 「あくまでも就労が可能かどうかで判断をする」と繰り返す裁判長

原告弁護人から、前回公判で「就労の可能性が客観的にない場合雇い止めは有効であり、不利益・不当労働行為の認定はしない」とした裁判官の姿勢について再度正したが、裁判官は「会社の業務に耐えうる状況かどうか、耐えられなければ雇い止めは有効となる。あくまで就労の可能性で雇い止めの判断をすべきであり、この事件で不当労働行為については判断すべきでない」と応えた。

今回の公判には、JR連合の傍聴行動の要請に応じて本部から渡辺委員長と久保田中執が参加した。早期の結審を求める会社側の要求については否定したものの、依然として裁判の行方は厳しいと言わざるを得ない。同時に取り組まれている都労委は、10月1日に第2回調査が行われる。今後本格的な審問が始まるが、傍聴行動をはじめとしたNREユニオンへの支援を強化していく。

次回公判は、11月4日（火）10時から東京地裁630号法廷で開催される。

### 7項目の要求でNRE会社と団体交渉 = 従来への回答に終始する会社 =

同日、NREユニオンは7項目の申し入れに基づいて、会社と団体交渉を開催した。冒頭、新津委員長は「半年ぶりの団体交渉となった。過去3回交渉を行い、労働協約や未払い賃金の支払いを求めてきた。今回、長野支店の廃止について組合に事前の説明がなかったことは遺憾だ。7項目の要求に基づき、交渉をしたい」と述べた。

会社は、「基本的な考え方は、新津委員長しか組合加入を知らなかったことから、配送業務のみの回答となった。他の業務について回答できなかった。組合員名簿は提出されていないことから、本来答えるべき内容ではないが関係する部分についても、ある程度前広に伝えてきた」と従来とかわらない回答に終始し、不誠実な回答となった。

具体的な要求事項についての回答でも、「北陸新幹線開業に伴う長野支店廃止問題」では、「長野支店の廃止は会社の業務見直しで確定事項。説明会も開催してきた。回答としては『廃止いたします。』」として「民間企業とした収支も考えなければならないことから、廃止という判断だ」と一方的な回答に終始した。

また、「12両編成での車内販売の2名乗務」についても、「基本的には1編成1名乗務と考えているが、乗り組み基準は特に決まっていない。収支や2名乗務の要員問題もあり、基本は1列車1名乗務」と答えるにとどまった。

また、不払い賃金の問題では、長野以外での準備時間の不備の問題もあり引き続き申し入れを行い、団体交渉を求めることとした。

交渉出席者は、NREユニオンから新津委員長、望月副委員長、JR連合井口事務局長、前田組織部長、東日本ユニオン渡辺委員長、NREの会社側は齊藤車販G担当部長、桐野車販G担当部長、原人事担当部長。